【司会】 それでは、お待たせいたしました。ただいまより令和元年度第3回奈良県・市町村長サミットを開催させていただきます。

本日は少し遅れてお見えのところもございますが、35の市町村から市町村長様、副市町村 長様に御出席をいただいております。どうもありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、荒井知事より御挨拶を申し上げます。お願いいたします。

【荒井知事】 県・市長村長サミットに参加していただきましてありがとうございます。今日は森林と内水対策、グレードアップであります。今年最後の県・市町村長サミットになりますが、今年も大変お世話になりました。

勉強を重ねると、力になってきているというのがよく分かります。県の職員だけではなしに、 市町村職員の人も一緒に勉強させていただくのが、本当に力になってきているように思います。 私ども首長も、勉強している姿勢はとらないと職員も勉強してくれませんので、一生懸命勉強 するような格好をするようにしております。

今日は大事なテーマでございますので、とりわけ森林環境管理制度について、ぜひ御理解賜りまして、森林環境整備の奈良モデルになりますように、心から願っております。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

【司会】 ありがとうございました。

それでは、私、本日司会を務めさせていただます奈良県市町村振興課の堀辺でございます。 よろしくお願いします。

それでは、まず配付物の御確認をお願いいたします。

お手元には本日のサミットの次第、それと出席者名簿、会場のレイアウト、資料といたしましては、配付資料一覧表に記載しておりますが、資料1といたしまして「新たな森林環境管理制度の導入について」ということで、 A4で15ページまで綴じてあるもの、そして参考資料といたしまして「市町村別 森林・林業の概要」、 A4、1枚両面刷りでございます。そして、資料2といたしまして「大和川流域総合治水対策のグレードアップに向けて」ということで、 A3、A4混合で4ページまでございます。それと、情報提供の資料といたしまして、資料3「奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)の発足について」という、A4、2枚綴じ、それと

その他資料といたしまして、奈良県コンベンションセンターのリーレットがございます。配付 漏れがございましたらお申し出下さい。係員がお届けいたします。

それでは、次に本日の会議でございますけれども、先ほど知事の御挨拶のところでもございましたが、テーマが二つございまして、「新たな森林環境管理制度の導入について」と「大和川流域総合治水対策のグレードアップに向けて」の二つでございます。まず、それぞれにつきまして県のほうから資料に沿いまして説明を申し上げます。その後、各テーブルで現状や課題について御議論を願いたいと存じます。その際、テーブルのメンバー様をご覧いただきますと御察しいただけるかとは存じますが、主に1・2・3のテーブルにつきましては、新たな森林環境管理制度の導入について、4・5・6・7のテーブルにつきましては、大和川流域総合治水対策についての意見交換をしていただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

その後、話し合われた内容につきまして、各テーブルから代表して御発言をお願いしたいと 思いますので、こちらのほうもよろしくお願いいたします。

最後に県からの情報提供ということで、本日のサミットの終了は2時35分頃を予定しております。

それでは、早速説明させていただきます。まず、「新たな森林環境管理制度の導入について」 につきまして、奈良県農林部長・杉山より御説明を申し上げます。

【杉山農林部長】 失礼いたします。農林部長の杉山でございます。私のほうから資料1に 基づきまして、新たな森林環境制度の導入について御説明を申し上げます。

本日は、県は従来からこのテーマについて研究を重ねてまいりまして、概要を整えて来年の 2 月議会に条例の提案をさせていただきたい、そして来年度からは条例に基づく新たな業務を 始める、また市町村との事務の委託についての協議を進めさせていただきたいと考えてございます。このタイミングで協議をしていただきまして、市町村との連携内容について議論、そして円滑な制度導入に向けてつなげていければということで考えてございます。

本日は、私のほうから導入の背景と制度の概要について御説明を申し上げます。

森林の管理につきましては、これまでの森林からの利益を前提に山の手入れをしておった。 ところが、木材価格が低迷してる中で、手入れのほうが行き届かなくなってるという現状がご ざいます。

その結果、このグラフは保育の面積を表しておりますが、逆に言いますと、それだけ施業放置林が増えてしまっておるという状況の中で、森林の防災機能が非常に低下しておるのではないかということが課題としてございました。そういった中で、紀伊半島大水害で森林の防災機

能を何とかしていかないといけないということを改めて認識をしたところでございます。

そういった状況に合わせまして、県ではスイスとの交流を深めておりまして、その中でスイスの森林管理、こちらのほうが非常に学ぶべきところが多いということで研究を進めてまいりました。下段に書いてございますけれども、28年度以降、実際に研修団ということで毎年スイスのほうに、これは県の職員だけではなしに、市町村の職員の方、また森林組合の方にも行っていただいて、現場の取組を実際見ていただいているというようなことを積み重ねてきているところでございます。

それで、スイスの特徴は2点でございます。一つはフォレスターという専門職が全体をマネジメントしてるということ、そしてもう一つは、森林の機能につきまして、資料の右側にございますけれども、「生産」と「防災」、そして「生物多様性」、「レクリエーション」ということで、この森林の4機能と呼んでございますけれども、この機能を最大限発揮するということで森林の管理を進めておるのが特徴でございます。

もう一点、キーワードといたしまして、恒続林施業という言葉がございます。写真をつけて ございますが、このように経済と環境を両立するような森林をうまくスイスでは導入しており ますので、こういった森林も広げていくというのを一つの方向として考えておるところでござ います。

先ほどフォレスターと申し上げましたけど、フォレスターについて簡単に御紹介申し上げますと、専門の教育を受けた国家ライセンスでございます。そして、州あるいは市町村の公務員ということで雇用されておりまして、基本的一人2,000ヘクタールぐらいを自分の担当の森林ということで基本的には定年するまで自分の森林を責任持って管理をする。ですから、責任と権限、両方を担う専門職ということで、森林経営全体をマネジメントしてる職ということがございまして、後ほど御説明申し上げますが、奈良県版のフォレスターという人材の養成をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

そのスイスを参考にしながら、奈良県が今考えておる新しい管理制度について、御紹介を申 し上げます。

上段でございますが、森林管理の目的はスイスと同様に、4機能を最大限に発揮する管理を目指すというのが1点でございます。そして、2点目でございますが、具体的に森林の誘導するイメージを持って進めていくと、誘導する森林区分ということで、従来ですと人工林か天然林という二者択一のような現状があったかと思うんですけれども、資料を見ていただきますと、道路、林道ですが、作業道の近いところから頻繁に手入れする恒続林、人工林、そして現在は

人工林と指定していますけれども、非常に奥まったところ、あるいは急峻なところで非常に効率が悪い、そういったところについては自然林に戻していくというのも必要な取組というふうに考えてございます。

それと、人材の養成の関係で、フォレスター養成に向けて令和3年度、アカデミーの開講に向けて今準備をしているところでございます。下にございますが、現在の吉野高校の学校内の空き校舎を利用してアカデミーを設置すると。そこには二つの課程の設置を予定してございます。

一つは1年制の森林作業員の養成過程、そして2年制のフォレスターの養成課程ということで、このフォレスターの卒業生の中から県の職員としてフォレスターを採用するというようなことを予定してございますし、また地元の森林組合あるいは事業体のほうの戦力ということで、卒業生には活躍をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

それと、本日の議論の中心ということになりますけれども、新しく事務の委託制度をこの森林環境管理について導入できないかということで考えてございます。伐採届等の事務、森林林業に関する市町村が今、司っておられる事務を県に委託をしていただくということで、県が養成していくフォレスターが、その業務を代行させていただくというようなことができないかということで、現在考えてございます。

こちらのほうの仕組みは、地方自治法に基づく制度でございまして、どういった業務を委託するのか、また負担はどうするのかということで規約案というのを作成をいたしまして、県と市町村、それぞれの議会で御承認をいただくという手続を経て、事務の委託が成り立つという形になります。

そして、一番下に書いてございますが、事務の委託をしていただきますと、その受託範囲内の委託の事務の執行管理に関する権限は、受託をした県の側に移るといったような仕組みでございます。

今、申し上げましたフォレスターの業務、実際に何をしていただくのかということでちょっと整理をした事務のイメージでございます。緑のところが市町村から委託を受ける業務ということで、実質、今、市町村の業務になっている部分、それを委託していただいてフォレスターにさせると。一つは、まず伐採届、これは令和3年から始めていきたいと思っていますけど、まずは伐採届から始めまして、順次、範囲を拡大、森林法の業務あるいは森林経営管理法に基づいて市町村の責任でございます業務をフォレスターが執り行うと。

また、右側のオレンジのところでございますが、条例に基づいて今回条例の中で森林の4機

能の充実を目指しますので、そういった取組、また県の従来の業務を市町村に駐在するフォレスターには一環として処理をしていただきたいというようなイメージでございます。

また、一番下に書いてございますが、県への委託の財源といたしましては、森林環境譲与税、 こちらのほうの活用が可能でございますので、ぜひとも積極的に御検討いただければと思って いるところでございます。

先ほど伐採届から始めると申し上げましたけども、これが森林管理の肝というふうに考えてございまして、実際に伐採をする場合に行為日の30日前までに市町村のほうに伐採届が出てくると。その伐採届にはどういった内容なのか、あるいはその後、更新をどうするのかということが記載されていますので、それをそれぞれ市町村の森林整備計画に適合しているのかということをきちんとチェックをすると。そして、計画どおりに実施されているかというアフターフォローも行うという仕組みが森林法に内蔵されてますけれども、その部分が残念ながらうまく機能していないのではないのかな。ですから、そこを県のほうにお任せいただいて、きちんとさせていただけないかというのが趣旨でございます。

最後で、ちょっとまとめになりますけれども、本日ただいま御説明申し上げた内容に基づき まして、2点論点として整理をしてございます。

1点目が森林に関する市町村行政との連携ということで、市町村行政の森林に関わる部分の 課題あるいは県との連携方法に関する部分、こちらについて意見交換をお願いできればという のが1点目でございますね。

もう一つ目、2点目でございますが、フォレスターは4機能、例えば生物多様性ですとかレクリエーション、そういったことも担当いたしますので、先ほど申し上げました行政権限以外の部分で、どういった業務をフォレスターにしていただく、それを期待していただけるのかといったあたりの声についても、御議論頂ければなというふうに思ってございます。

私のほうからの情報提供は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございました。

次に、「大和川流域総合治水対策のグレードアップ」につきまして、奈良県県土マネジメント部長・山田より御説明を申し上げます。

【山田県土マネジメント部長】 説明させていただきます。お手元に資料2の紙が配られているかと思います。この紙を使いまして御説明させていただきます。

「大和川流域総合治水対策のグレードアップに向けて」ということで、冒頭、知事からも内 水対策を進めるということがございました。それを進めるに当たって、1番に書いてございま すが、「令和元年度台風19号の主な要因」の一つ目の「○」で、阿武隈川や千曲川の流域で 地域によっては100年に1度を超える確率の降水量があったということで、これがいわゆる 100分の1災害と我々は言っておるんですけど、それが実際の原因として、河川堤防が決壊 して、甚大な被害が発生しましたということでございます。

「今後の対応方針」で、ピンク囲みでございますけれども、台風19号の被害に鑑みて想定を超える100分の1にも対応するため、概ね100年に1回程度の確率で発生する降雨に対応するため、大和川総合治水対策のグレードアップの検討が必要ですというふうに書いてございます。

今日、ここで御意見いただきたいのは、これからこの施策をどう進めるかに当たって、当然ハード対策、ソフト対策というのがございます。ハード対策というのは一定お金もかかりますし、時間も要します。ソフト対策は、逆にどれくらいの時間でできるかという目途は書いてございますので、こういったメニューを出させていただきまして、進め方について各市町村の立場から御意見いただければと思ってございます。

少し中身の説明をさせていただきます。

ハード対策の1番目が「平成緊急内水対策のグレードアップ」というのがございます。下の2ページ目に、今年は最初に工事をしました田原本町の起工式の資料がついてございますけれども、これまでも計画規模、いわゆる10年に1度の災害を対象に事業は進めてございました。そのスピード感は保ちつつ、先ほども申しました、100年に1度の豪雨に対して、どのように対応していくか。これを各市町村における御意向も踏まえて、追加対策を検討していきたいというふうにしてございます。

10年に1度が100年に1度となると10倍流量がたまるような想定もされますけど、実際、そんなことはございません。雨の降り方とか降るエリア、これも我々のほうで個別に勉強しながら情報提供しないといけないのですが、数倍ぐらいにはなりますけれど、場所にもよります。そういった流量をどうやって貯めていくかということでございます。

絵がございますのは、今既に場所を選定いただいてますので、その場所を掘り下げていくの か横に広げるのか、新しい場所を探すのかという三つの絵が描いてございます。用地買収が必 要だったり掘り下げると地下水等の圧力がかかったり、新しい池になると本当に新たな場所を 探さないといけませんから、どのやり方がいいのかというのもそれぞれ事情があろうかと思い ます。今のところを広げることも簡単ではない場合もあると思いますので、それが一つ大きな 柱です。 ハード対策として、②③にございますのが、今も進めさせていただいてございます、河道内の樹木伐採とか堆積土砂の撤去、これは国の3か年の緊急対策を引き続き行っていきたい、もしくは拡充していきたいということでございます。あと、雨水貯留管ということで、下水道の事業も使っていきたいと思ってございますが、これはまだ検討中でございます。

先ほど申しましたソフト対策のほうで五つメニューがございます。これは大体時間軸を入れてございますが、まず①で河川の状況を把握すると。3ページ目に写真が入ってございますが、危機管理型の水位計とか簡易型の監視カメラを設置して、河川がどういう状況になっているかというのを災害の時に調べるというものです。これも今年度20カ所設置して、来年度、また約45カ所設置予定です。

2番目が洪水浸水想定区域図。イメージは4ページ目についてございます。どういった氾濫が起きるかという規模を事前に知っておくということがございまして、今年、水位周知河川の 23河川、それ以外に来年度ダム下流の3河川作成する予定です。

それ以外に、③でハザードマップの周知ということで、こういったのも土地利用の中で水害リスクを御理解いただくということで、不動産関連会社とも連携してやっていきたいと思ってございます。

災害のときの体制づくりでございますが、④⑤でいわゆる水害対応タイムライン、いつ、いつまでにどういうふうにするのだというのを決めておいて、これは来年度中の作成を考えています。実践的な水防訓練ということで、これは毎年度やらせていただいてございますが、特に要配慮者利用施設等にいかに避難計画をつくるかということを、できれば3年度までにやらせていただきたいというふうに思ってございます。

私からは以上でございます。

## 【司会】 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして議論に移っていただきたいと思います。初めにも申しましたが、1、2、3番のテーブルにつきましては、新たな森林環境管理制度の導入、4、5、6、7テーブルにつきましては、大和川流域総合治水対策のグレードアップにつきましてお願いできればと思います。

後ほど、話し合われた内容につきましては、各テーブルから代表して発表していただきたい と存じますので、よろしくお願いいたします。

議論の時間ですけども30分程度、45分あるいは50分あたりを目処にお願いできればと 思います。それでは、よろしくお願いをいたします。

## [意見交換]

【司会】 それでは、そろそろ意見交換を踏まえまして御発言をいただきたいと存じます。 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、各テーブルにおきまして、ただいま意見交換していただきました内容を踏まえま して、発表を順にお願いいたしたいと存じます。

まず1番テーブルからお願いしたいと存じます。発言につきましては、マイクを御使用いた だきますとともに、恐れ入りますが、各テーブルを一人5分以内でお願いできればと存じます ので、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは一番のテーブルのほう、よろしゅうございますでしょうか。お願いいたします。

【更谷十津川村長】 はい。1番テーブルでございます。知事さん、部長さん、天川、東吉野、上北、下北、そして十津川村、十津川の更谷でございます。

話がなかなかまとまらないのが実情でございます。一つ出たのはフォレスター、2年間でのいわゆる山主が安心して信用のできるフォレスターを育成できるのかいと、こういう一つは疑問点がございました。

だけど、やっぱり育てていかなくちゃいかんなという中で、山の管理をしていくと、今まで 山放ったらかしじゃないかと。そんな中で、このフォレスター制度、スイスの林業を参考にし て山を動かしてこうと。

現状は、いろんな補助金出ているけれども、放ったらかしじゃないのか、もっとフォレスターなり、山主が山へ入って山の手入れをせないかんというような仕組みづくりをしていこうと。そのために県がフォレスターをつくって、それにいろんな権限を与え、山づくりをしていこうと、こんな話になるわけでありますが、要は今山へ行かんというのは、仕事づくりをすると、ずっと続けていける生業として作業班が仕事ができるような仕組みづくり、これをしていくと、その働く人たちはどんどん安心して就職できるんじゃないのかな、そんな仕組みづくりもフォレスターにかかわって作っていったらどうだろうというような意見も出ておりました。

ただ、今まで放ったらかしであった山を動かしていこうという仕組みをスイスにならってやる。そのフォレスターを育成しながら山をつくっていこうと。そのために、いろんな条例なり 規約をこしらえて罰則までつくって動かしていこうと、こんな話でございます。

低迷しておる林業、それを動かそう、その要因がフォレスター、そういう仕組みづくりをしていこうということですから、この話は前向きに進めていただければなというような話でまとまってきたというふうに思います。

以上でございます。(拍手)

【司会】 更谷村長様、ありがとうございました。

それでは、2番のテーブルのほう、よろしくお願いいたします。

【髙見宇陀市長】 2番テーブル、宇陀市長の髙見でございます。このテーブルは、村井副 知事、福谷特命参与、吉野町長様、御杖村町様、黒滝村長様と御一緒に議論させていただきま した。

まず、森林のフォレスター制度について、現状についての伐採届がどういうふうに行われているかというところで、今、森林組合のほうが窓口になって、そして行政のほうで届出をされているというところが多いようにもお伺いしました。そして、伐採届をした後、それがどのように山のほうで管理がされているのか、最近は皆抜ということも出てきてるようにも情報がございますので、その後、それをその場所に残土処分なり、そういうことがされていないのか、放置されていないのか、そういうところの管理監視をどうしていくのか。それは、このフォレスター制度の中で委託先の県のほうでやっていただけるのかというようなところで、それは御一緒にやっていただけるというようなお話がございました。

そして、どういう形でフォレスターが市町村のほうに御支援いただけるかということで、常 駐、駐在していただくような形で派遣していただくというようなイメージでございました。

それから、森林環境税のことについても、この今、委託費の財源として考えていただいているわけですけれども、委託費がどれぐらいかかるのかということについては、現時点ではそれほど人件費プラスアルファぐらいの費用ではないかということで、それほど大きな金額にはならないのではないかという話もございました。

それから、スイスの制度を取り入れての今回の御提案をいただいているわけですけれども、 日本の現在の森林の状況と、今先ほど御説明がありました恒続林、適正人工林、自然林、天然 林という区分での考え方について、うまく合うのかということも議論しまして、その中で戦後 の日本の生産を中心にした林業の施策の中で、やはり違いがございますけれども、うまくいっ ている、生産林のところできっちりやっていただいているところは、それはそれでいいのでは ないか。

しかし、一方で材価が下がって管理ができていない、そういう放置林等について、いろんな 形で、この制度を使って整理して対応していけるのではないかというお話もございました。

そして、スイスのほうでは、やはり市町村ごとにもいろいろ違うやり方ということが考えられるのではないか、それぞれの市町村の今の状況に合わせて山主の考えもございますし、それ

はやはりいろんなケース・バイ・ケースで考えていくことになるのではないかと。実際、スイスのほうでは、150年かかってやっと今の状況ができ上がったというようなお話もございました。

それから、やはり先ほどもございましたけれども、フォレスターアカデミーでどれぐらいの人材が、いつ頃養成されるのかということで、令和3年から2年間ということで5年という一つのことでございますが、やはりこの2年間で本当にしっかりとした人材養成ができるのかという御心配も出ているということがございました。組合のほうからも御心配が出てるということがございました。それに対しては、これまでの中で机上だけでは駄目なのでやはり現場も踏まえた形での、そうした指導をしっかりしていく、またスイスからの支援も望めるのではないかという御説明がございました。

そして、地域おこし協力隊も3年ぐらい、任期3年というところで、そういう方々も場合によってはアカデミーで学んでいただいて、そのまま市町村に入っていただくようなこともあるかもしれないというお話もございました。

そして、やはり今、森林環境管理制度、新たな管理制度の中で、この役割としてやはり今、山の管理、境界の確定も含めた山の管理ということが非常に急務になっているということもございまして、それについてこのフォレスター制度でも御一緒に行っていただけるのかということで、さまざまなケースが考えられますけれども、林地台帳の整備とか、そしてまた山主さんが管理できなくなって、首長、市町村に寄附されたときにどのように受けていくか、そのようなことも当然考えられるだろうということもございました。やはり山のしっかりとした適正化ということで、連携しながらやっていかなければいけないんじゃないかというお話でございました。

所有者さんも責任もあるのではないかと、全て行政のほうだけじゃなくて、山を持っている 方々の責任ということも、しっかり御一緒に考えていかなければならないのではないか、また 地籍調査も関わって考えていかなければならないのではないかということでございました。

ちょっとこのテーブル、県の幹部の方の御説明がしっかりされておりましたので、概ねこの制度についての御理解はいただけて、そして御一緒にやっていくことについて、市町村長の皆様、御理解をしっかりいただいたのかなというふうに思っております。

以上です。(拍手)

【司会】 髙見市長様、ありがとうございました。 それでは3番のテーブル、お願いをいたします。 【樫内五條市副市長】 失礼いたします。五條市の樫内と申します。このテーブルにつきましては、前阪南部東部振興監様、また阪口農林部次長様、そして大淀町様、下市町様、野迫川村、山添村さん、そして五條市のテーブルであります。

基本的に林野率が非常に高いところのテーブルでありまして、農林部長さんの説明後、この森林につきましてお話をいただきました。概要といたしましては、森林を整備することについては、地球温暖化防止のみならず国土の保全、あるいは水源のかん養、地方創生や快適な生活環境の創出につながると言われております。

しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下、所有者不明の森林の増加、境界の未確定の森林の存在、あるいは担い手の不足等の大きな課題になっているところがあります。このため、自然条件が悪く採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな森林経営管理制度を確立するためには、やはり県のお力添えをいただきながら専門知識を吸収し、また先ほど説明がありました仮称の奈良県フォレスターによる各市町村の業務委託のほか、各諸問題に対してのアドバイザー的な役割を担っていただける人材を養成いただきながら、森林整備に努めていけたらというところが多くの意見だったのかなと思っておりますし、そして特に困っておる伐採届で、後をしっかりと管理ができているかというところにおいて、乱開発的なところがしっかりと管理できるというところで、また来年の2月に県において関係条例を上程していただけると聞かせていただきましたけども、この森林経営管理制度が早く確立されて、市町村のほうにも御指導いただけたらなと思っておりますので、その辺のところ大いに期待をさせていただいたところでございます。

以上、簡単でございますけども、我々の意見として発表とさせていただきます。(拍手)

【司会】 樫内副市長様、ありがとうございました。

それでは、4番のテーブル、よろしくお願いをいたします。

【平井王寺町長】 はい、4番テーブルでございます。我々のテーブルは田原本町さんと、 北葛四町、広陵、上牧、王寺、河合でございますが、5団体と地域振興部長、河川政策官で議 論をさせていただきました。

我々のところは、大和川流域総合治水対策ということで、特に平成緊急内水対策を取り組んでいただいておりまして、これの今までの進捗あるいは今後の展開に向けて、お願いしたいことがたくさんあるわけでありますが、そのうち、幾つかご紹介をさせていただけたらありがたいなと思います。

まずは、この平成緊急内水対策事業、候補地の選定が1次、2次、3次という形で段階的に

行われたと思いますが、今現在、13市町39カ所で、それぞれの地域によって地域特性がありまして、なかなか画一的な事業の仕組みであるとか、パターン化は難しいと思いますが、やはり事業スキームといいますか、事業主体、役割分担あるいは財源のフレーム、こういったこところを、多少変遷があったように我々としては思っています。

その中で、我々、住民あるいは議会のほうに説明する過程で、ペーパー、資料的に書いたものでいろいろをお示していただければ一番ありがたいわけでありますが、その辺の情報提供というか、共有がちょっと今まで我々の感じとして、もう少しきめ細かな対応をいただきたかったのかなというのが一つございます。

それから、最近の雨は、豪雨ですので、10分の1が100分の1と、それは本当に望ましい形だと思うわけでありますが、各地域の特性でもって、あるいはまた今後、平時の利用の仕方とかいろんなことを考えますと、なかなか量的に増やすということだけではおさまらない部分がございますので、これもやはり地域それぞれの特性に応じて、その中で可能な限りの豪雨対策に備えると、ぜひまたこういう御指導もお願いしたい。

この事業につきましては、我々町はなかなか技術的な蓄積もございませんし、技術者がおりません。いまから急に育ているということは無理です。そうしますと、県のほうにいろいろな技術的な御指導をお願いするしかないというのが共通の思いかなと思っておりますので、今後、ぜひその方面でのてこ入れをお願いしたいなというふうに思っています。

あとは、ちょっと個人的なといいますか、王寺町だけのことを申し上げさせていただいて恐縮なのですが、今回、地方財政対策も含めて国のほうでいろいろなメニュー、手立てがなされています。国土強靱化緊急3ヶ年の間に我々の王寺町の箇所だけを申しますとS57年水害のときに役場がつかりました。宮城県の丸森町を見れば、明日は我が身という気がしてなりません。そうしますと、できることは今すぐしていかないと、なかなか地域の安全確保は難しいという中で、いろいろ知恵がない中で、ああいうメニュー、こういう手法でということを考えるわけですけども、こういった点につきましても、ぜひ県のほうのいろいろな知見あるいは支援・情報提供をぜひお願いしたいと思います。

あと、地域によって進度が異なります。隣に田原本町さんがおられますが、既に着手もされておりますが、王寺町が今年度、用地は何とかてこ入れできそうですが、工事はこれから。河合町さん、あるいは広陵町さんも一部着手されてると思いますが、来年度以降に主になってくるところもあります。そういう地域の特性によって進度もかなり変わってまいりますので、なかなか県にお願いばかりで恐縮ですが、ぜひ、きめ細かな御指導をお願いしたいなということ

で全体のまとめにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。(拍手)

【司会】 平井町長様、ありがとうございました。

それでは5番のテーブル、よろしくお願い申し上げます。

【仲川奈良市長】 はい、5番テーブルでございます。奈良市長の仲川でございます。

今回の総合治水対策の中で、10分の1、100の1までの想定は、難しいけれども、2倍、3倍の規模では発想していかないといけないというようなことを山田部長からも御指導いただき、現実的に今回提案されているハード対策やソフト対策についても現実可能性も含めて評価をさせていただいております。

その中で、実際に幅を広げたり、それから新しい池を設置をしようということになりますと 、当然用地買収を伴ってまいりますので、スピード感がなかなか難しいという課題があること を共有しました。

その中で、川西町長さんから江戸時代から水受け堤防という、既存の堤防を生かした形で住宅を守るような方法についてもう少し研究したらいかがかというような情報提供をいただきました。それから、天理市さん、それから御所市さんのほうからは、活用されていない、利水がほとんど今現状ないため池がかなり増えてきている、水利組合さんもメンバーが大分高齢化をしてきているといったこともありますので、既存のため池をいかに活用するかという視点を、もう少し入れられないかと思います。今回の提案内容は、基本的には国交省さんの事業ベースで考えていただいておるようでございますが、農水省所管のため池のほうもいろいろとできることがあるのではないかと思います。

その中で今日、皆さんにぜひ御提案申し上げたいのは、県内の全てのため池をネットワーク化です。具体的には、水利組合さんとしっかりと提携を結んで、いざというときの吐水、それから日頃の貯水についての総合的な面的なマネジメントを一元化できないかということでございます。実際、奈良市内でも全てのため池と協定を結んで、いざというときには職員が行って水を抜くことができるようにできないかということを今研究しておるんですが、大体どの水利組合さんも空振りになったときのリスクをどうするか、利水へのダメージをどのように経済的に損失補償するかという問題がまず先立つかと思います。このあたりについては、やはり空振りオーケーということで、先行的に水を抜くということについてできるような仕組みを日頃から構築をしておいてはどうかというようなことの提案がございました。このあたりについての貯水、吐水の総合的なマネジメントをしていける仕組みを考えられないかということと、もう一つは、これは技術的な話でちょっと答えがまだないんですが、浚渫がなかなか進んでいない

ため池が結構多いというようなお声が複数の自治体から出ました。

ただ、御案内のように、ため池の浚渫土は産廃になりますので、処分費がかなり高いということで、なかなか進みません。これについて脱水を進めていくような技術的な研究が進めば、 もう少しため池の浚渫も進んでいくのではないかということでございました。

あとは、今回も水位計のセンサー設置を来年度、再来年度と計画されているというふうに聞いておりますが、センサーの単価ももう少し手頃なものにしていけば、面的にセンサーの設置もしていけるのではないかといったことについても、いろいろな前向きな提案、それから今後に向けての指摘をいただいたということでございます。

以上でございます。(拍手)

【司会】 仲川市長様、ありがとうございました。

それでは、6番のテーブル、お願いをいたします。

【阿古葛城市長】 はい、6番のテーブルでございます。6番のテーブルは危機管理監と河川課長、高取町、桜井市、香芝市、高田市、葛城市でございます。私、葛城市長の阿古でございます。

大和川流域総合治水対策のグレードアップについてということで、このテーブルは、どちらかといいますと、上流域から中流域に係る自治体 、市町でございます。その中で上流域から御意見がありましたのは、昨今、農業の水田の放棄地が山間部であって、それがある種、水の保水量を低減させているんではないかという話がありました。ですから、放棄地の管理をすることによって、ある種水の流れが緩やかになるのではないかという御意見がありました。

それと、駅前のミニ開発等の話も出てきました。県の条例等で調整池等の設置対象開発面積が、3,000平米から1,000平米に変えていただいたわけなんですけども、さらに1,000平米を下回り切り売りの中で住宅開発がされた場合に、調整池等が整備されない、貯水池等が整備されないことがあるので、その辺の考え方を整理して、さらに規制をかけることができないのかという御意見も出てまいりました。

それと、このテーブルでもため池の利用について、いろんな御意見が出てまいりました。山間部から下流部に、平坦部にかけて、かなりため池を持っているエリアがあるんですけども、 その中でのため池の貯水池としての利用をもう現在進めているというところがあったようでございます。

ただ、その考え方として、上流域のため池は、どちらかと言うと、貯水池としての管理ではなくて、事前放流をかける場合でも、そのため池決壊を防ぐという意味合いが強いのではない

か、また平坦部については貯水池としての管理をする可能性の高いため池ではないかという意 見でございます。

それと、これも水利組合との話が出てまいりました。本来、水利権は農業の方の権利でございますので、それを調整池として使う場合には御理解をいただく必要があるのですけども、昨今は水田の耕作面積、農地が減ってきたことに鑑みて御理解がいただきやすい。ここ数年に対しては台風等の大雨等がございますので、その中で事前放流を促したところ、かなり御理解をいただけている。その中で御理解いただけたところから貯水池としての整備が割合と順調に進む可能性があるという御意見でございます。

それと、10分の1から100分の1というクラスにグレードアップするに当たっては、現在、雨水貯留施設等の10分の1の設計でやっているところなのですが、これを100分の1クラスに拡大するに当たっては、かなり財政面の援助をいただかないと難しいのではないかという御意見もありました。

それと、雨水の貯水池としての整備の考え方としては、下水・雨水対策という補助事業を使うやり方もあるのではないかという情報もいただいたところでございます。全体といたしましては、下流域の大和川流域で直接内水被害を受けられる地域とは違うのですが、やはり上流から中流のこの地域の雨水対策といいますか、水害対策をしっかりすることによって、下流域へのそういう影響を少しでも防げる、そういうことに対しては非常に前向きにやって取り組んでいきたいという御意見でございます。災害の対策費については、国の予算枠も広がったので、有効活用について知恵を絞り積極的に取り組んでいこうという結論に、このテーブルでは達しました。

以上でございます。(拍手)

【司会】 阿古市長様、ありがとうございました。

それでは、7番のテーブル、よろしくお願いいたします。

【西本安堵町長】 安堵町長の西本でございます。こちらのテーブルは斑鳩町、三宅町、平群町、そして三郷町、私ども安堵町、そして県からは総務部長、金剛特命参与、まちづくり推進局長に入っていただきまして、この流域総合治水対策についてを少し論議をさせていただきました。

先ほど葛城市長さんがおっしゃいましたけれど、直接被害を受ける地域、大和川の水が集まる地域がこのテーブルでございます。従いまして、この話になりますと、各首長さん、もう自分らの思いをどんどんおっしゃいますので、なかなかまとまらない。なかなか三郷町長さんま

で回ってこなかったので、少し俺にもしゃべらせと言って、少しかなと思ったらかなり長くおしゃべりになったというところでございます。

なかなかまとまり切らないのですけれども、この地域の課題としては、国交省の直轄の遊水 地をいかに仕上げていくかが軸になるのではないか。これは私ども安堵町と川西町、斑鳩町で 3地区でこの事業を今進めているところでございます。

しかし、それだけでは多分この問題は解決しない。それにプラス今までからいろんな意見が 出ております。田んぼダムであるとかため池の有効活用であるとか、そういういろんな施策を 複合的に行っていかなければ、うまく解決できないのではないか、このような意見がたくさん 出ました。

特に今のスキームはS57年水害を基準にいろんな展開が国のほうでもされておられますけれども、この100分の1、1,000分の1が出てくると、それではもう対応できないのではないかという思いもまずはしているところでございます。

いわゆる田んぼダム一つにしても、いろいろ丘陵地のところでは地形的なこともあって、うまくいかないところもある。それから、私どものため池もまだいらっていないところがございます。これは周辺からの河川の流入がないため池でございますので、どうもちょっと後回しになった部分がございます。

そのほかにも、やはりこのため池管理は本当に真剣に、慎重にやっていくことが必要ではないか。ある町によりますと、このため池管理に町のほうからも補助金を出して、積極的に関わっていっているという事例もございました。

そういうことと、それからため池の水を降雨時には減らしていく、あるいはまず今問題になっているのは大和川を含めた大きな河川あるいは県管理の河川、これに自然生えの木がたくさんございます。こういう木が非常に豪雨時には障害になっておりますので、何とかこれを浚渫も含めてできるだけ早く解決していかないといけないのではないかなという話もございました

総務大臣は、主に地方管理河川の障害物については総務省のほうも経費を出すからというようなお話もされておられたことが耳に残っております。

そういうことでいろんな複合的なことを同時にやることで、いわゆる最後にたどり着いたところは、新しいため池をつくるとかいうのは非常に難しい問題。まずは今あるストックをうまく機能回復し、うまく活用すること、これも同時に考えていかなければならない、これも大事なことではないか、このようなお話がございました。そんなことで時間が切れまして、やはり

ソフト対策の話まで行き着かなかったというのが実情でございます。いろんなことが出ました ので、なかなかまとめきれないところでございますが、一つは直轄遊水地の早期完成、そして ストックの利活用、ここをうまくやっていくべきではないかということで締めくくらせていた だきたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

【司会】 西本町長様、ありがとうございました。

それでは、知事のほうから総括をお願いできますでしょうか。

【荒井知事】 御議論、御意見ありがとうございました。

まずは森林施業でございますけども、課題の本質は民有林の森林施業のあり方ということになります。民有林の森林施業のあり方で、森林組合が表面には出てきてやるわけですけども、森林組合が市町村に伐採届を出して、このとおりにやりますからというのが普通になっておりますけども、組合の実行力と伐採届を受け取る市町村の行政管理力が課題になっているというように思います。

市町村の行政管理力でございますけども、権限はございますので、森林管理計画に基づいて 伐採届が適合性があるかどうかということを判断して受理するというのが基本でございますけ れども、なかなか判断、山に入らないと分からないこともありますので、書類審査で済まされ ているところが全国的に多いというのが実情でございます。人がいない、行政の人がいないの が実情でございます。

また、その計画がうまくできてても、そのとおりやっているかどうか、現況確認というのは 山に入らないといけないのでできないというのが実情ではないかというふうに思います。

組合のほうも、その書類は出すけども、実際はまた組合の後ろにいる民間会社がするという ようなことが実情であるのではないかなと思っております。その結果、山が荒れているという ふうに判断しているわけでございます。

県のフォレスターは県の公務員でございますが、現場に入るというのが一番の大きな力のもとになると思っております。現場に入るといろんなことは分かるということでございます。その現場に入る力は、奈良の山でどのくらい要るのか、全体でどのくらい要るのかというのが課題になりますが、奈良の民有林は26万ヘクタールございます。26万ヘクタールで一人2,000ヘクタールの監視をする山を持つとすれば、130人ぐらい要るという計算になります。今、市町村にも森林の業務をされてる方がおられますが、聞くところによると、40名から50名ぐらいということでございます。奈良はまだいるほうかもしれません。すると、80名から90名ぐらいは数からしても足らないということでございます。それを補充する仕組みが

要るということ、行政の方の仕組みが要るというのが、この発端でございます。

県のフォレスターは、業務の監視、届は市町村の業務でございますので、県がフォレスターを公務員にしたときでも、業務委託をして代行するという形でないとできない、そのときに森林環境税を使ってもらおうということでございます。やるべきことをやるから全部金出せよと、そういうわけには皆さんいかないと思いますので、森林環境税を出してもらって、県でその財源を補充してやるべきフォレスターの仕事をさせようというのが基本でございます。

そういう山の仕事でも公務員でも山に80人、90人増えると、それだけでもしょっちゅう 山に入ってますのですごい力になると思いますけれども、森林組合は今のところ、伐採届を出 す、森林組合の実情を見ますと、森林の補助金もらうことばかりやっている職員が何割かおら れます。山に入る人は森林組合でもいないというようなのが実情の森林組合もあるわけで、高 齢化しているというような実情でありますので、森林組合に全面的依存する、森林組合の言う ままに伐採届を受け取ってますよという市町村も実は奈良には、おられないかもしれませんが 、奈良にもいるし、全国にはたくさんおられるというのが背景であります。

すると、実際はその補助金をもらうための森林組合、また民間事業者は伐採届さえ出してもらったら、その好きなように山をすると、誰も監視に来ないもんというような山になって荒れる結果になるというのを危惧しているわけでございます。その現場の監視というのが何よりも大きなことだと思ってますので、その山に公務員が入る、またフォレスターの中には、そのように監視をいたしますと民間会社も放ったらかしにできませんので、フォレスターみたいな人を雇わないといけないので、雇う人材はフォレスターの作業士でやってもらうと。すると、民間会社の山に働く人が増えて、山に働く人が増えるといったことは山が元気になると、このように思っているものでございますので、その基本的なところで御理解を賜ればというふうに思っております。

それから、二つ目の水害対策でございますけれども、今国のほうで水害対策、強靭化で予算が出ております。その予算をできるだけたくさん出るときに使ってほしいというのが基本的な事項でございます。3年ほど前に内水対策を完璧にしようと、大和川流域総合治水対策協議会で申しましたが、これは補正債が使えるようになればというふうに思ったわけでございます。補正債はまだちょっと不明だそうでございますけれども、予算だけは随分ついてきたと、願ってた、狙ってたとおりになってきたので、この際、何か土地が買えない、改正がどうだと、四の五の言っていると、奈良だけが変わらず取り残されるというのがこの危惧でございます。お金の出るのに奈良は実行力ないのかと言われるのが嫌なので、このお金が出るときには実行し

てほしいというのが基本的な願いでございます。

遊水地についても、内水対策についても、補正債が出るかどうかちょっと不明だと今聞いておりますけれども、補正債が出れば全然国の交付税措置が有利になりますので、補正債をぜひ狙っていただきたいというのが願いでございます。そのときの内水対策は市町村事業、外水対策は国事業で、県の負担金が外水は3分の1、直轄で3分の1、普通だと2分の1ということになっておりますが、市町村の内水対策事業で県補助でやろうかと思っていますが、今のところ、県補助は5割を目処に補助しますよという案で調整に入っております。

いや、それでも不満だと言う町も多少おられるんですけども、それはありがたいと言っていただく町もおられるという実情でございますので、これはスキームを作り上げないと実行できませんので、この次の補正、また来年度予算においては、そのスキームを作り上げて実行したいというのが願いでございますので、これも急を要するという事項でございます。とにかくスキームをちゃんとして、確認をして場所に実力で入っていくというのが願いでございます。

国のほうからは、いろんなタイプの予算が出ておりますので、それを奈良で使っていく。使 う力をぜひ発揮していただきたいというのが願いでございますので、これもよろしく御理解を 賜りたいと思います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

【司会】 ありがとうございました。それでは、この議事、二つのメインテーマにつきましては以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして、次第3、県からの情報提供に移ります。本日は「奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)発足について」につきまして、福祉医療部次長、芝池より説明をさせていただきます。

【芝池福祉医療部次長】 失礼いたします。「奈良県派遣福祉チーム(奈良DWAT)の発 足について」でございます。

これまで災害時のチーム派遣につきましては、医療・保健分野においては**D**MAT、DHEAT、DPATなど体制が整備され、既に派遣も行われているところでございます。このたび、令和元年11月1日に奈良県災害派遣福祉チーム(奈良DWAT)が発足いたしました。奈良DWATは、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とするものでございます。

チーム発足のため、令和元年7月9日に県、県社協、福祉施設関係団体、福祉関係職能団体

等の19団体で構成される奈良県災害福祉支援ネットワークを立ち上げ、議論を重ねてきたものでございます。今年の夏にチーム員の募集を行い、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職約100名の方が10月にチーム員の登録時研修を受けていただきまして、チーム員として登録していただいたところでございます。

同時に、チーム員が所属する社会福祉法人28法人と県、県社協の三者で派遣に関する協定 を締結し、11月1日からチームを派遣する体制が整備されたところです。

また、今年度改訂作業を実施しております県地域防災計画においても、このDWATが位置づけられる予定でございます。

今後は、被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、1チーム5人程度、5 日間程度の期間で避難所等に派遣される予定でございます。

今後、各市町村において災害被害があり避難所が開設された場合などは、県災害対策本部に対し、DWAT派遣の要請が可能となりましたので、御活用いただきたいと思います。

災害時等の非常時にこそ、きめ細かな支援が必要と考えています。各市町村で避難所訓練等を実施される際は、市町村と奈良DWATとの共同訓練も行いたいと思っておりますので、積極的に県までお声がけをお願いいたします。

以上です。

【司会】 ありがとうございました。

また、本日はお手元に奈良県コンベンションセンターのパンフレット置かせていただいております。来年春に県内最大の会議場、観光交流拠点が誕生いたします。どうぞ積極的に御活用いただければと存じます。

以上まで情報提供いたしました件も含めまして何か御質問等はございませんでしょうか。よ ろしゅうございますでしょうか。

それでは、これをもちまして令和元年度第3回奈良県・市町村長サミットを終了させていた だきます。本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——